

別紙1

令和2年6月以降の排水設備申請等の窓口での手続き方法の一時変更について（令和2年6月2日通知版）

適用日：令和2年6月3日

	申請手続き	平常時	現 行（令和2年5月20日通知版）	変更後（令和2年6月2日通知版）
●相談窓口				
1	設計図面の相談にすること	窓口にて相談受付 図面等をメールで送付後、電話にて相談受付	メールアドレス g-uketuke@city.ichikawa.lg.jp 原則、上記メールアドレスに送付いただいた場合のみ対応いたします。 感染対策で席を分散している為、受信した案件は担当職員から貴社にメールで回答または連絡いたします。	メールアドレス g-uketuke@city.ichikawa.lg.jp 原則、上記メールアドレスに送付いただいた場合のみ対応いたします。 感染対策の為、受信した案件は担当職員から貴社にメールで回答または連絡いたします。
2	排水接続申請の手続きにすること 完了検査にすること	窓口のほか、電話にて相談受付 平日：9時から17時 047-712-6482	電話のみ相談受付 平日：10時から16時 047-712-6359	窓口のほか、電話にて相談受付 平日：9時から17時 047-712-6482
●排水設備の申請手続き				
3	・市川市排水設備等新設等確認申請書 ・市川市除害施設新設等確認申請書 ※変更申請書も同様	窓口にて提出	申請1件ごとクリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函してください。 なお、申請書の工事施工者欄にFAX番号の記載をお願いいたします。 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。	※非常事態宣言の解除に伴い、FAX通知を廃止します。 申請1件ごとクリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函してください。 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。 ※記載不備等に関しては、市から連絡が入る場合があります。（訂正印の指示がある場合があります。）
4	・市川市排水設備等新設等確認通知書 ・市川市除害施設新設等確認通知書	申請書提出より2週間を目標に窓口で交付を受けてください。	申請書提出より2週間を目安にFAXでお知らせします。 2週間過ぎても連絡がない場合は、お手数ですがご連絡のほどよろしく願い致します。 当分の間、通知書原本の窓口交付を中止いたします。	申請書提出より2週間を目安に窓口で交付を受けてください。

	申請手続き	平常時	現 行（令和2年5月20日通知版）	変更後（令和2年6月2日通知版）	
●排水設備の申請手続き					
5 ・市川市排水設備等工事着手届 (様式第4号の11)	通知書と引き換えに窓口に提出	竣工後「7」と一緒にクリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函してください。※「6」「7」を参照 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。	通知書と引き換えに窓口に提出		
6 完成検査の申し込み (受付、現地検査)	窓口のみ申込み可能 キャンセルは電話受付可能	工事完成後、電話で申込みしてください。 (詳細は、令和2年5月19日通知および別紙1「完成検査の受付方法について（※5/20 訂正版）を参照」)	窓口のみ申込み可能 キャンセルは電話受付可能 (キャンセル後、窓口で再申込みになります。) ※詳細は、別紙2「完成検査の受付方法について」を参照		
7 ・検査票 ・市川市排水設備等工事完了届 (様式第4号の12) ・市川市排水設備等完成申請書 (様式第5号) ・公共下水道使用開始届(栓番一覧表) (様式第6号) ・竣工図※必要に応じて	検査申込み時に、窓口に提出	電話受付後に、「5」と一緒に検査日別にクリアファイルに入れて、速やかに下水道経営課窓口ポストに投函してください。 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。	検査申込み時に、窓口に提出		
8 検査に伴い是正した平面図・是正写真	窓口にて提出	クリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。	クリアファイルに入れて、下水道経営課窓口ポストに投函 ※クリアファイルは窓口に備え付けてあります。		

	申請手続き	平常時	現 行（令和2年5月20日通知版）	変更後（令和2年6月2日通知版）
●排水設備の申請手続き				
9	申請時に必要な添付書類	<p>案内図・平面図 排水設備工事設計書・勾配確認表 <u>下水道台帳（公権使用時のみ）</u> 建築確認済証（新築時のみ） 同意書（他人の私産を利用する場合） 設計基準の施工が困難な根拠資料 縦断面図（申請地が1ha以上の場合） ポンプ施設等の構造図等（設置する場合） ※下水道台帳・勾配確認表の提出は当面不要とします。</p>	<p>案内図・平面図 排水設備工事設計書 建築確認済証（新築時のみ） 同意書（他人の私産を利用する場合） 設計基準の施工が困難な根拠資料 縦断面図（申請地が1ha以上の場合） ポンプ施設等の構造図等（設置する場合） ※下水道台帳・勾配確認表の提出は当面不要とします。</p>	<p>案内図・平面図 排水設備工事設計書 建築確認済証（新築時のみ） 同意書（他人の私産を利用する場合） 設計基準の施工が困難な根拠資料 縦断面図（申請地が1ha以上の場合） ポンプ施設等の構造図等（設置する場合） ※下水道台帳・勾配確認表の提出は当面不要とします。</p>

上記表は、新型コロナウイルス感染症の関係で常に更新していますので、メール、市ホームページで確認してください。